

弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

東京三弁護士会多摩支部 Q 検索

No. **32**
2015/2



夜明け：八王子、高尾山

多摩地区の市民の皆様には、日頃、東京三弁護士会多摩地区法律相談センターをご利用いただきありがとうございます。

多摩地区法律相談センターでは、弁護士による10分程度の法律ガイドを受けることができる「電話ガイド」を始めとして、一般法律相談から次頁以降で紹介している専門相談、イオンモール東久留米内の「イオンホール」における巡回無料法律相談など、様々な法律相談の窓口をご用意し、八王子法律相談センターでは毎週水・金曜日に夜間相談を実施するなど、市民の皆様の法的問題・トラブルの解決にお役立ていただいております。

多摩地区の市民の皆様が法律相談を利用していただく際の利便性を考え、実施する曜日や時間帯を見直すなど、十分な法的サービスを提供できるような体制を作り上げていきたいと考えておりますので、ご意見ご要望がありましたら、東京三弁護士会多摩支部までお寄せください。また、皆様の要望と信頼に応えるために、研鑽し、取り組みを充実させてまいりますので、本年もよろしくお願いいたします。

平成26年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 今 村 昭 文

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階
Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

高齢者及びご家族からの相続に関する 相談について

弁護士
中 井 信 郎

高齢者・障害者専門相談では、成年後見や入所施設に関するご相談のほか、遺言や相続に関する相談も、よく承ります。

1 相続税法改正の骨子

平成27年1月1日から、相続税と贈与税に関するルールが大きく変わりました。

相続税のしくみは、おおむね、

- ①課税価格の合計額（a）から債務などのほか「遺産に係る基礎控除」を行って課税遺産総額（b）を計算し、
- ②（b）を法定相続分に従って按分し、各相続人について税率（取得総額に単一の税率を掛けるのではなく、取得額の低い部分は低い税率を、高くなるとその部分ごとに高い税率を掛けていきます。）を適用した額を合算して相続税の総額（c）を導き、
- ③（c）を各人が実際に相続する割合で按分して、相続人それぞれが支払うべき税額（d）を算出して、
- ④（d）から所定の税額控除（配偶者控除など）を行って、それぞれの相続人が納付すべき額（e）を計算するという流れで算出されます。

今回の改正のポイントは、①の部分で行う「遺産に係る基礎控除」額の引き下げ、②の部分で行う税率計算の際、各法定相続人の取得金額が2億円を超える場合の税率引き上げ、の2点です。特に、基礎控除額の引き下げは、法改正の影響を受ける人が多く発生するとみられています。

従来、基礎控除の額は、「5000万円＋（1000万円×法定相続人の数）」とされていました。平成27年1月1日以降に発生した相続（平成27年1月1日以降に亡くなった方についての相続）では、基礎控除の額が「3000万円＋（600万円×法定相続人の数）」となります。

たとえば、ある方（被相続人）が亡くなって配偶者が先に死亡しており、相続人が子ども3人であった場合、従来は基礎控除額が8000万円であったところ、改正後は4800万円となります。仮に、被相続人に1坪80万円の宅地が60坪、預貯金などの流動資産が500万円あったとすると、課税総額は5300万円となります。4800万円の基礎控除をしても、単純計算で500万円が課税遺産となり、3人合計して50万円の相続税がかかります。

改正前は基礎控除だけで相続税が掛からないとされていたものが、改正後の計算では基礎控除をしても課税遺産が存在するため相続税を支払うべきケースが、多摩地域では特に増えると予測されています。

2 相続税の申告と納税の期間制限

相続税の申告と納付は、相続開始（被相続人がなくなったとき）から10か月以内に、現金で行うこととされています。申告や納税が遅れると、加算税や延滞税などを支払わなければなりません。

ですから、「マイホームと少々の預金」という遺産構成で、被相続人がひとり暮らし、相続人が子供だけという場合などでは、相続人の間で自宅の分け方が決まらず

に困るだけでなく、納税資金の準備に困る可能性もあります。

3 相続に関する特例について

相続については、様々な特例があります。

(1) 配偶者の税額軽減

配偶者は、遺産分割や遺贈で実際に取得した正味の遺産額が1億6000万円か配偶者の法定相続分相当額のうち多い方の額までは、相続税がかかりません。ただし、相続税の申告期限内（相続開始から10か月以内）に、遺産分割などにより取得する財産を確定させる必要があります。

(2) 小規模宅地等の特例

マイホームなどの居住用の宅地などや、被相続人の事業用に供されていた宅地などにつき、配偶者や同居の親族などが取得する場合は、課税価格を計算する際、一定の割合（同居の親族等の場合は80%引き）で割り引いて評価をしてもらうことができます。この特例を、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」といいます。

この特例に関しては、平成27年1月1日から、特定居住用宅地等として扱われる限度面積が、240㎡から330㎡に拡大されます。そのため、配偶者や同居の親族がマイホームを相続する場合は、評価額が減額されることで、相続税がかからない、または、税額を大きく圧縮できる可能性があります。

(3) その他の特例や控除

上記以外にも、特定事業用資産の特例（同族経営の中小企業の株式など）や相次相続控除（短期間に相続が相次いだときに相続税の課税価格を減額）、贈与税額控除（贈与税と相続税の二重払いを防止する）などにより、計算基準や税額が減額されるしくみがあります。

4 相続に向けてできる準備

(1) 課税遺産総額を下げる

前述した小規模宅地の特例、暦年贈与（毎年110万円までの贈与は非課税）、教育資金の一括贈与（平成27年12月31日まで）、直系尊属贈与（20歳以上の子供や孫に対する贈与の場合に贈与税が軽減されます。平成27年1月1日から）などを活用することで、課税遺産総額を下げるができます。

(2) 納税資金をすぐ用意できるようにする

ある程度まとまった額の相続税が発生する見込みである場合（それなりに資産がある場合であることが多いと思われます。）は、一部の不動産を売却することで納税資金を確保したり、生命保険に加入したり、将来の納税費用になる金員を毎年110万円の枠で相続人になる人に贈与したりするなどして、相続人がすぐに納税できるようにすることが考えられます。

5 これら相続にまつわる問題も、弁護士に相談することで、解決の糸口を見つけることができます。お気軽にご相談ください。

東京三弁護士会多摩支部では、 「弁護士子どもの悩みごと相談」を実施しています。

弁護士
近 藤 麻 衣

1. 弁護士子どもの悩みごと相談とは？

いじめ、虐待、退学、不登校など、子どもに関わる問題について、どこに相談すればいいかわからず悩んだ経験はありませんか。

弁護士会多摩支部では、毎週水曜日の午後2時から7時まで、子どもに関する無料電話相談をお受けしています。子ども本人だけでなく、親や周りの大人など、子どもに関する相談であれば誰でも相談を利用できます。また、電話相談のうえで必要に応じて面接相談も行っております。面接相談をする場合も、初回は無料です。相談の結果、弁護士が事件の依頼を受けて代理人として活動する場合は費用がかかりますが、その場合も弁護士費用を援助する制度(日本弁護士連合会子どもの人権援助制度など)があるので、子どもに極力負担がかからない工夫がなされています。

「弁護士子ども悩みごと相談」の特長は、電話相談を受けた弁護士が専門的な知見を活かして解決に向けた具体的な対応を行える点にあるといえるでしょう。

弁護士会多摩支部では、多摩地域の子どもの関する法律問題について、多摩支部での電話相談によって、子どもに身近な地域で活動する弁護士と地域内の関係各機関と密な連携を図りながら必要に応じた法的サービスを提供できるようにしたいと考えています。これまでも、子どもに関する悩みごとの相談を受けアドバイスや支援をしてきました。現在は電話相談を夜の7時まで実施しており、夜間にもご利用いただけます。

2. どんなことが相談できるの？

子どもに関わる相談であれば、どんなことでも構いません。内容によっては他の相談窓口を紹介いたします。電話相談では、相談者が名前を言いたくなければ言わなくても大丈夫です。相談の秘密は守られ、相談者が相談したことは誰にも知られることはありません。電話を切りたいときはいつでも電話を切ってもかまいません。弁護士が相談者と一緒に良い解決方法を考えます。

相談事例について具体的にご案内致します。

(いじめに関する事例)

クラスが変わってから同級生から無視されたり悪口を言われたりするようになり、毎日学校に行くのがつらくて「弁護士子どもの悩みごと相談」に電話しました(Aさん・小5女子)。

→相談を受けた弁護士は、Aさんの話を受け止め、Aさんの気持ちを良く聞いた上で、代理人となって学校に申し入れをしました。その結果、学校が、いじめていた子とクラスを分けるなどしてくれたため、いじめが止まりました。

※いじめの被害者だけでなく、加害者になってしまった子どもや親などからの相談も受け付けています。

(虐待に関する事例)

両親から「お前なんかいない」と言われ、殴られました。私だけ食事をさせてもらえなかったり、寒い夜に家の

外に出されてふるえていたりしたこともありましたが(Bさん・小4女子)。

→家庭内での子どもに対する虐待は、近時報道が増加しており社会的関心も高くなっています。Bさんは、勇気を出して「弁護士子どもの悩みごと相談」に電話をしました。電話を受けて話を聞いた弁護士は、Bさんがどうしたいのかをよく聞きました。地域の児童相談所や子ども家庭支援センターなどの関係機関とも連携を取った上で、Bさんの気持ちを両親に伝えたり、Bさんがどうしたいかを児童相談所の職員に代わりに話すなどして、結局Bさんは両親と離れて安全な場所で暮らすことになりました。

(インターネット被害)

無料だと思って携帯電話のゲームサイトでアイテムを購入したら、親のところに高額な請求がきてしまい、困ってしまいました(C君・中2男子)。

→インターネットやスマートフォン等の普及に伴い新しく出てきた問題です。相談を受けた弁護士が、消費者生活センター等と連携を取りながら、直接請求をしてきた業者と交渉しました。その結果、アイテムの購入契約を取り消す事ができ、代金の支払いをしなくて済みました。

(両親の離婚)

両親の仲が悪く、お母さんが家を出て行ってしまいました。裁判所で離婚の話をしているようですが、今どんなことになっているのかわかりません。もし、両親が離婚することになったら、僕と妹はこのままお父さんと住むことになるのでしょうか。お母さんとはもう会うことはできないのでしょうか(D君・中1男子)。

→電話相談を受けた弁護士は、D君の気持ちを聞き、裁判所で今行われている手続について説明をしました。D君のお父さんやお母さん、裁判所にD君の気持ちや悩みを伝える方法を一緒に考えていこうということになり、電話相談だけでなく、続けて面接相談をする約束をして、日にちと場所を決めました。

(退学)

友達とけんかしたことが原因で、高校の先生から退学届を出すよう迫られています。僕は、学校を辞めたくありません(E君・高1男子)。

→E君は退学届を出す前に「弁護士子どもの悩みごと相談」に電話をしました。相談を受けた弁護士が、E君を代理して何度も学校と話し合いを重ね、E君は結局退学せずに済みました。

この他にも子どもが抱える様々な相談を毎週お受けしています。弁護士と一緒に良い解決方法を考えましょう。ぜひこの電話相談をご活用下さい。

東京三弁護士会多摩支部
弁護士子どもの悩みごと相談
電話 **042-548-0120**

毎週水曜日 午後2時～7時(祝日・年末年始を除く)



DV相談について



弁護士
佐藤 大志

1. DVとは何か

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、「親密な関係における一方パートナーから他方パートナーに対する暴力」のことです。

ここでいう「親密な関係」には、現在または過去、同居中または別居中を問わず、配偶者（夫ないし妻）、婚約者、恋人その他の全ての性的関係があるパートナー関係が含まれます。

そして、「暴力」には、物理的な暴力のほか、性的な暴力、経済的な暴力、精神的な暴力などの様々な暴力が含まれ、これらが複合的になされているケースも少なくありません。

特に、精神的な暴力には、被害者を罵倒したり侮辱するなどという暴言のほか、被害者の話を無視する、物を壊したり物を投げつけるふりをする、パートナーの行動を監視したり制限するなどといった行為も幅広く含まれます。

このように、DVとは、被害者が受ける恐怖心や精神的委縮を利用した加害者側からの支配であり、加害者が被害者を支配するためのあらゆる手段を指します。パートナー同士の関係が、互いに尊重し合う対等な関係ではなく、一方が他方を肉体的や精神的に支配しているような関係である場合には、それはDVであると考えられます。

DVを受けている被害者の中には、加害者から暴力を受け続けるうちにうつ状態となり、自分がDV被害者であることに気づいていないケースも多く見られます。そのような場合は、周りの方がDVに気づいてあげることも大切です。

2. 多摩地区法律相談センター・DV無料相談のご案内

東京三弁護士会多摩地区法律相談センターでは、平成17年から、ドメスティック・バイオレンス法律相談（DV相談）を実施しており、DVにお悩みの方の支援に当たっています。このDV相談は、DV研修を受けた弁護士を専門相談員として配置している、DV被害者のための相談窓口です。

これまで、この相談を受ける際には、相談者に相談料を負担していただいていたのですが、DVからの支援を必要とされる方にとってより利用しやすい相談窓口とするため、平成25年10月1日より、DV相談の初回相談を無料で受けられることにいたしました。（なお、相談者の方が、法テラス利用の資力要件を満たさない場合は、2回目以降の相談は、従来通り30分5000円（消費税抜）の有料相談になります。）

DV相談後に弁護士に手続きを依頼する場合、資力のない方については、法テラスの代理援助を利用することができます。法テラスの代理援助とは、弁護士の着手金などの費用を法テラスが立て替え、利用者はこれを分割で償還していくという制度です。

3. DVに対する諸方策

①シェルターの利用

DV被害者の方に最も必要なのは、生命・身体の安全です。相談担当弁護士は、相談内容を踏まえた上で、D

V被害者の生命や身体を保護する必要があるれば、自治体と連携して、シェルターを紹介してDV被害者の身体の安全を確保し、DV被害者の生活の安定を実現します。

②保護命令など

昨今のDV被害の実情を踏まえ、DVに対する法の整備も進んでいます。

平成13年にはDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が制定されました。これにより、被害者が配偶者から身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受けた場合で、配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、裁判所は、配偶者に対して、被害者の身辺につきまったり被害者の住居や勤務先など被害者が通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないという6か月間の接近禁止命令や、被害者との住居から退去しなければならぬという2か月間の退去命令を発することになりました。また、裁判所は、電話やファックス、電子メール等の禁止命令や、被害者の未成年の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令を発することもできます（これらの命令を「保護命令」といいます）。

また、近年、特定の人をしつこく付け回したり、無言電話を何回も繰り返すなどのいわゆるストーカー事案に関する警察への相談件数が急増していることから、ストーカー行為そのものを規制するため、平成12年にストーカー規制法が制定されました。これにより、つきまとい等のストーカー行為がある場合には、警察は、ストーカー行為者に対し警告や禁止命令を発することができます。

弁護士は、これらの被害に遭っているDV被害者の方に対しては、上記命令等が発令されるよう活動し、DV被害の拡大を防止いたします。

③離婚手続き

DVが夫婦の間で行われている場合、弁護士は、上記の手続きをとるなどしてDV被害者の方の生命・身体の安全を確保した上で、加害者との離婚手続きを行います。

離婚手続きには、交渉と調停と裁判があります。交渉で加害者が離婚に応じない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てる必要があります。調停でも加害者との間で離婚の合意がなされなかった場合に、裁判を起す必要が出てきます。

離婚手続きを行うにあたっては、加害者である夫に、居所を知らせないで行うことができます。

4. 今後も相談者の方のために

東京三弁護士会多摩支部では、DV相談件数の増加に伴い、より質の高い相談を目指して、相談担当弁護士に対する研修に力を入れております。

今後も、DVに関するお悩みは、お気軽に東京三弁護士会多摩地区法律相談センター・DV相談をご利用ください。

犯罪被害者支援に関する取り組み及び被害者参加制度について

弁護士
三井浩之

1 犯罪被害者無料電話相談について

東京三弁護士会多摩支部では、平成22年6月より、毎週火曜日午後1時から4時までの間、弁護士による犯罪被害者のための無料電話相談を実施しています。平成26年11月までに251件の相談をお受けしました。

同相談をきっかけに、面接相談（初回の相談は無料）に至るケースも増えています。

同相談では、毎月第1火曜日は女性弁護士が担当しており、女性の被害者にも安心してご相談を頂いております。

被害者参加制度に関するお問い合わせを頂くこともあるため、以下では、同制度についてご説明します。

2 被害者参加制度とは

殺人・自動車運転過失致死傷等一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて、刑事裁判に参加し、被告人質問・意見陳述等の訴訟活動を行う制度です。

3 制度の開始・東京地方裁判所立川支部での運用状況

（1）制度の開始

平成19年6月に刑事訴訟法の一部が改正され、平成20年12月1日より施行されました。

（2）東京地方裁判所立川支部での運用状況

東京地方裁判所立川支部の速報値では、平成25年度に終局した事件で、被害者参加が許可された事件の被告人の実人員は、23人でした。

このうち、裁判員裁判対象事件の被告人の実人員は3人、また、後記の国選被害者参加弁護士が選定された被告人の実人員は11人でした。

4 対象犯罪

被害者参加は、被害者等であれば誰でも認められるわけではなく、一定犯罪の被害者等に限り認められます。

具体的には、

- ①殺人、傷害、危険運転致死傷など故意の犯罪行為によって人を死傷させた罪
- ②強制わいせつ、強姦などの性犯罪
- ③業務上過失致死傷、自動車運転過失致死傷など
- ④逮捕及び監禁
- ⑤未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐など
- ⑥上記②から⑤をその犯罪行為に含む罪（例えば、強姦致傷など）

⑦上記①ないし⑥の罪の未遂罪 が対象となります。

上記のとおり、傷害、自動車運転過失致死傷など、市民の皆様が被害にあう可能性が比較的高い犯罪も対象とされています。

5 参加ができる人の範囲

犯罪被害者のみならず、その法定代理人、犯罪被害者が死亡した場合や心身に重大な故障がある場合には、被害者の配偶者、直系の親族（祖父母・両親・子供・孫）、兄弟姉妹が参加することができます。

6 被害者参加によりできること

被害者参加人は、刑事裁判の当事者として、公判期日に出席することができます。従来から、犯罪被害者に対しては、裁判所から優先傍聴券が配布されるなど配慮されていましたが、事件の当事者として法廷内に入り、刑事裁判に参加することができるのです。なお、法廷内に入るのは義務ではなく、被害者参加をした上で、参加人は傍聴席にとどまり、代理人弁護士のみ法廷内に入ることもできます。

被害者参加人は、被告人に直接質問することや、情状証人に対して、情状に関する事項（例えば、被告人親族による謝罪の状況等）に関して尋問を行うことができます。

さらに、事実又は法律の適用についての意見（例えば、被告人の量刑に関する意見）を述べることもできます。

7 被害者参加人のための国選弁護士制度

被害者参加人は、弁護士を代理人として選任することができますが、資力の乏しい方でも弁護士の援助を受けることができるよう、被害者参加人のための国選弁護士制度もあります。

8 さいごに

犯罪被害者無料相談は、市民の皆様のために運営しているものです。お気軽にご連絡ください。

■犯罪被害者無料相談■

電話 042-548-3870

毎週火曜日 午後1時～4時

（祝日・年末年始を除く）

「生活保護相談」に相談が寄せられています

弁護士
田 所 良 平

昨年1月から弁護士会多摩支部で「生活保護相談」が始まりました。生活保護に関して同一案件につき3回まで無料で相談を受けることができます。生活に困窮している方、生活保護を利用できないか考えている方、現に生活保護を受けているけれどもお困りごとのある方などから、たくさんの相談が寄せられています。お気軽にご利用ください。

まだまだ必要な人が利用できていない生活保護制度

生活に困窮したとき、誰でも生活保護を利用することができます。憲法は全ての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しているからです（憲法25条）。しかし、生活保護を受給することができるほどに生活困窮しているにもかかわらず、実際に生活保護を受けられている人は、10人に1人程度とも言われています。原因は様々あると思います。

生活保護は自分とは無関係？

まず、生活保護は特別な人しか受けることができない「狭き門」と誤解している人がいます。しかし、生活保護は、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しています。具体的な水準は世帯人数や世帯員の年齢、地域等によって細かな基準が定められていますが、この基準を下回る収入、資産しかない人は、誰でも生活保護を受けることができます。国民年金だけでは生活することはできません。低賃金の非正規雇用では、フルタイムで働いても十数万円程度にしかならないことも多いでしょう。「生活が苦しいな」、と思ったとき、生活保護を検討してみてください。

生活保護を受けることは恥ずかしい？

また、自分が生活保護を受けることができるを知っていても、「自分は生活保護の世話にはなりたくない」と考えている人も少なくありません。これは、生活保護に対する根深い誤解や偏見、あるいはマスコミによる不当なバッシング報道が大きく影響しています。しかし、本来、生活保護は生活に困った場合に誰もが気軽に利用できる制度です。生活に困窮する人が生活保護申請をためらうことは、意図的に生活保護を攻撃し、社会保障制度全体の縮小を狙う人たちの思うつぼです。ヨーロッパなどでは、生活に困ったときに生活保護に相当する制度を利用することは当たり前と考えられています。イギリスでは、あのハリーポッターの著者も、生活保護を受給しながら小説を書いていたことはよく知られています。イギリスでは生活保護に相当する制度を利用する人がたくさんいます。親族や友人、クラスメートに必ず何人かいます。そのため、困ったときに利用するのが当たり前で、制度を利用している人を批判する声はないそうです。日本でも、生活に困った場合に利用するのが当たり前になれば、偏見やバッシングもなくなるのではないのでしょうか。



本当は受けられるのに受けられない人も

また、生活保護を受けたいと思いついに役所に申請に行っても、申請できずに帰ってきってしまったという人は少なくありません。車を持っている、不動産を持っている、といった事情は、生活保護を申請すること自体の妨げにはならないのですが、ご本人が制度のことをよく知らないことや、対応した職員の説明が不十分であったり不適切なことにより、申請に至らず「相談」のみで終わってしまったという話はよくききます。このような場合、ご本人に弁護士がアドバイスしたり、役所に申し入れ等を行うことによって生活保護の申請・受給へと道が開けるケースがいくつもあります。あきらめず、生活保護相談を利用してください。

生活保護を受けている人からのご相談も

生活保護を受けている方でも、権利が不当に侵害されてしまう場合があります。例えば、最近では行き過ぎた「不正受給」対策により、正当に生活保護を受けている人でも、不当に保護廃止に追い込まれそうになったり、不当に保護費の返還を求められるケースも後を絶ちません。例えば、生活保護を受けている障がい者の方が、これまで生活に必要な自動車保有が認められていたにもかかわらず、担当ケースワーカーが交替したとたんに、自動車保有を認めないと言い出して、保有を継続するなら保護を廃止すると言われているというケースもあります。このような場合にも、まずは弁護士に相談してください。

憲法25条に基づく生活保護制度は、国民が利用できる最後のセーフティネットであり、まさしく命綱です。これがきちんと受けられないということは、ひいては憲法違反の重大な人権侵害であるとともに、相談者の生命や人生に大きくかわかる問題です。

「生活保護相談」にご相談いただければ、正しい知識に基づき、迅速かつ的確なアドバイスを得ることが出来ます。必要な場合には弁護士が代理人として福祉事務所と掛け合うことで対応が改められる場合も多く、弁護士から担当ケースワーカーや担当課長に電話を一本入れるだけで是正される場合や、簡単な審査請求書を提出することにより処分等が改められる場合も少なくありません。なお、弁護士に依頼する際にも、要件をみれば、日弁連が費用を負担してくれますので、ご相談者のご負担はありません。多摩支部の「生活保護相談」を是非ご利用ください。

第2回 中小企業のための労働相談 問題社員対策(解雇編)

弁護士
北 西 裕 司

凸凹会社の佐藤社長は、真面目だけど、段取りが悪く全く仕事が出来ない鈴木一郎さんを「お前は今日でクビだ」といって解雇しました。すると1週間後、佐藤社長の下へ鈴木さんから電話がありました。「すみません。解雇理由書が欲しいんですけど」「クビでも解雇予告手当をもらえるって聞いたんですけど」。佐藤社長は「うるさい。お前は仕事が出来ないからクビにしたんだ。そんなものは出せない。懲戒解雇だ」。その後一か月たってから東京地方裁判所立川支部から1通の郵便が届きました。「労働審判申立書。何だこりゃ、直ぐに弁護士会の法律相談を予約してくれ」。

このような事態が起きたら、あなたが佐藤社長ならどうしますか。佐藤社長は賢明にも弁護士さんへの相談を考えました。しかし、弁護士の立場から言えば、たとえ法律相談に来て、それ以前に対応を間違っていれば取り返しのつかないことになりかねません。そこで、今回は、弁護士さんの所へ行く前に絶対やってはいけないことを列挙します。

- 1 解雇理由書は要求があれば交付しなければならないが、事前に弁護士と相談する。
- 2 解雇予告手当は支払う。
- 3 就業規則は作成しておく。
- 4 労働審判申立てがなされたら、即時に弁護士と相談する。

実は、鈴木さんは、解雇された直後に弁護士会の法律相談に出かけていました。そこで、西谷弁護士に、解雇理由書をもって来るように言われていたのです。鈴木さんは佐藤社長が怖いので、西谷弁護士に電話してほしいと言いましたが、「自分で言いなさい」と断られました。「ちえっ、弁護士がやってくれてもいいじゃないか」。

西谷弁護士が断ったのは理由があるのです。弁護士が入ると会社としても身構え、解雇理由をたくさん列挙します。懲戒解雇の場合には、後付けの主張が出来なくなるからです。万引きで逮捕されたことを理由に懲戒解雇すると、あとから、経歴詐称の事実が分かっても、会社としては解雇をやり直さないと、経歴詐称を解雇理由として追加で主張が出来なくなってしまうのです。西谷弁護士は、それが分かっているので、会社に不意な解雇理由書を出させて解雇理由を限定しようとしたのです。解雇理由書を出す場合には十分な理由を示す必要があります。もちろん、その前に、従業員を解雇することは、その人の人生にとって重大な影響を与えかねないので、より慎重に考え、十分な理由があるか検討すべきです。

解雇予告手当について、佐藤社長は「解雇予告手当は懲戒解雇したのであるから支払わなくてもいい」という商工会の友人で○×会社の後藤社長に聞いたことを鈴木さんに言っていました。その一週間後、労働基準監督署から電話があり「解雇予告を支払わないと刑事責任を問われますよ」。

即時解雇をする場合には解雇予告手当（1か月分の給与）を支払わなければなりません。

社長の中には、懲戒解雇の場合には解雇予告手当を支払う必要はないと誤解されている人がいるので注意して下さい。労働基準監督署で除外認定を受けると支払う必要がなくなりますが、除外認定を得るのは相当困難です。

佐藤社長は、鈴木さんを懲戒解雇にし、懲戒解雇であるとする解雇理由通知書を鈴木さんに郵送しました。すると、西谷弁護士から内容証明書が届きました。「鈴木さんの従業員たる地位を確認せよ。就業規則を開示せよ」。佐藤社長は、あわてて、総務の従業員に確認しました。「うちに就業規則ってあったかな?」「確か先代の社長が作ったものが」。倉庫の奥の荷物入れにあったほこりをかぶった就業規則の表紙には「昭和」の文字が、ページを開くと、「1週間の労働時間は48時間（現在は40時間）」と記載がありました。

しかも、労働基準監督署の印がなく、届けていたものではありません。

懲戒解雇は、刑事処分同様、罪刑法定主義の適用を受け、就業規則に定めがない限り適用できません。また、就業規則は、たとえ存在していたとしても、従業員が「周知」できる状態になれば、従業員に適用できません。社内の休憩所や社内掲示板または従業員に対する交付などの方法により従業員に周知させて初めて効力が生じます。ただ、労基署への届出は効力発生要件ではありませんし、古いものでもすべてが無効になるわけではありません。また、10人未満の事業所には就業規則の作成義務はありませんが、問題従業員対策のために就業規則を作成すべきです。

その後、労働審判申立書が届いてから3週間ほど立ちました。佐藤社長は、仕事が忙しいことを理由に現実逃避し労働審判のことを考えないようにしていました。しかしながら、3日後に期日が迫った日の午後になって、一念発起して弁護士会の法律相談センターに電話を掛けました。すると、今日、偶然、労働問題（使用者側）の法律相談日とのことでした。午後3時半の相談が最終であるということで、佐藤社長は、準備する時間がなく、とりあえず、タクシーを呼び、身体一つでセンターにギリギリ3時半に飛び込みました。そこにいたのは緑の服を着た菅野弁護士というベテランの弁護士でした。事情を説明すると「時間がありませんね。至急、解雇理由書と就業規則、労働審判申立書を出してください」。佐藤社長は「忘れました〜」。

労働審判の期日は、申立ての日から40日以内の日に指定されます。期日変更が可能な場合もありますが、審判員の期日の調整から困難な場合が多いようです。しかも、労働審判は第一回の期日が非常に重視されるため、そのための準備が非常に重要となります。会社としては、労働審判の申立書が届いたら、即時に弁護士へ相談に行ってください。その際は、解雇事件であれば、申立書、就業規則、解雇理由書は最低限必要ですので必ず持参して下さい。裁判所も労働審判については弁護士を付けるように指導しています。弁護士会多摩支部も東京地裁立川支部との協議の場で、労働専門相談の設置を求められました。立川法律相談センターは、労働事件専門の相談日を使用者側労働者側に分けて設けています。そこには、指定の労働研修を受けた労働専門の弁護士が待機しているので、是非相談して下さい。

法律相談センターのご案内

ホームページへは“東京三弁護士会多摩支部”で **検索** して下さい。

法律相談は電話予約制です。受付時間：月曜日～土曜日（祭日を除く）午前9時30分～午後4時30分

立川法律相談センター

〒190-0012 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790

相談日

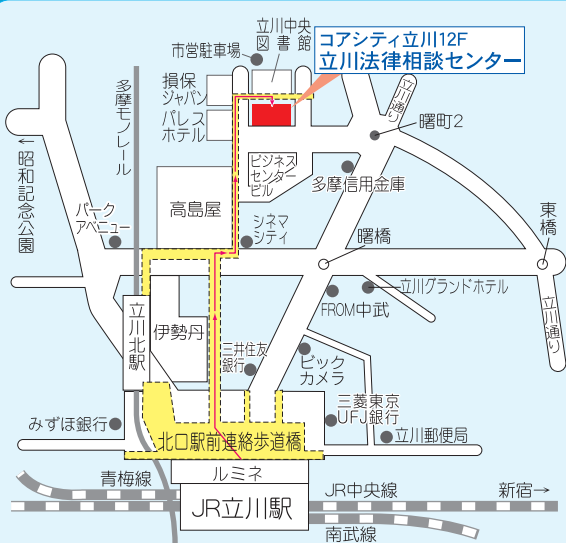
月曜～土曜日（祭日を除く）

午前10時～12時、午後1時～3時30分

専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい。

消費者問題相談

労働問題相談



※JR立川駅北口より徒歩7分

※駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046 東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540

相談日

月・火・木・土曜日（祭日を除く）：午前10時～12時

月曜～土曜日（祭日を除く）：午後1時～3時30分

夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時



※京王八王子駅西口より徒歩3分

※JR八王子駅北口より徒歩7分

※駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい

法律相談料金 30分以内 **5,000円**（税別）※延長15分につき2,500円（税別）

■クレジット・サラ金法律相談は **無料**

★高い利子で払い過ぎていませんか？
お気軽にご相談下さい。

■電話ガイド

1件10分程度で一般的な問題
について無料でご案内します。

月曜日～金曜日（祭日を除く）
午前10時～12時

TEL 042-548-7175

一般相談

■相続・遺言 ■離婚問題 ■土地建物の借地・借家 ■刑事事件など

専門相談

■消費者問題相談（立川法律相談センター）

毎週土曜日（祭日を除く）午後1時～3時30分

TEL 042-548-7790

■労働問題相談（立川法律相談センター）

＜労働者側＞毎週火曜日（祭日を除く）午後1時～3時30分

＜使用者側＞毎週木曜日（祭日を除く）午後1時～3時30分

TEL 042-548-7790

■犯罪被害者支援相談（初回は電話相談です。）

受付：毎週火曜日（祭日を除く）午後1:00～4:00

TEL 042-548-3870

※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

■弁護士子どもの悩みごと相談（初回は電話相談です。）

受付：毎週水曜日（祭日を除く）午後2:00～7:00

TEL 042-548-0120

※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

■ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。

受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）

午前9:30～12:00、午後1:00～4:30

**初回面接
相談無料**

TEL 042-548-1190

■高齢者・障害者専門法律相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。

受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）

午前9:30～12:00、午後1:00～4:30

TEL 042-548-1190

■生活保護法律相談

受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）

午前9:30～12:00、午後1:00～4:30

TEL 042-642-5000

※同じ問題について、3回までは無料で相談を受けられます。